

2025年9月19日

各 位

会 社 名 株式会社ファーマフーズ
代 表 者 名 代表取締役社長 金 武 祐
コ ー ド 番 号 2 9 2 9 (東 証 プ ラ イ ム)
問 合 せ 先 経営戦略部部長 原 田 清 佑
T E L 0 7 5 - 3 9 4 - 8 6 0 0

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025年10月24日開催予定の第28期定時株主総会における議題及び議案について、株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を株主様から受領いたしました。本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案株主

提案株主名 個人株主であるため氏名の開示は控えさせていただきます。
保有議決権数 702 個（議決権比率 0.24%）

2. 本株主提案の内容とこれに対する当社取締役会の意見

提案株主から提出された提案内容及び提案理由は、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

(1) 定款一部変更（定時株主総会のリアル開催＋オンライン併用化）の件

① 提案の内容

当社株主総会を、リアル会場での開催を原則とし、同時にオンラインでの参加も認める形式（ハイブリッド型）とすることを定款に明記する。

② 提案の理由

株主の直接参加と発言機会の保証、議論の活性化及び透明性確保のため、オンラインのみでの開催は不十分であり、リアル会場の設置は不可欠です。

当社取締役会の意見：本議案に反対いたします。

【反対の理由】開催方式の機動的な決定の阻害

当社は定款において「当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる」と定めております。これは、大規模災害の発生や社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、経営者の合理的な判断のもと、ハイブリッド型でもバーチャルオンリー型でも対応できるものであり、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えているためであります。

株主総会の開催方式は、経営者の合理的な判断で決定できるものでございますが、当社は2023年以降、インターネット上のみで開催する株主総会（バーチャルオンリー株主総会）を開催方式として選択しております。これは、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすく

なることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながる最善な開催方式と判断したためです。また、本開催方式では、発言機会及び透明性は十分かつ公平に確保されており、活発な質疑応答が行われております。

今後の開催方式につきましても、株主の皆様をはじめとしたステークホルダー様のご意見や当社を取り巻く環境をもとに機動的に決定してまいります。

本株主提案は、株主総会の開催方式をハイブリッド型に限定するものであり、現行の定款の定めと比較し、株主総会の開催方式を限定的にすることになります。ハイブリッド型には、インターネット等の手段を用いて、審議等を傍聴することができる「参加型」及び議決権の行使や動議の提出を行うことができる「出席型」がありますが、いずれを選択しても、バーチャルオンリー型に比べ、株主総会に関わる運営の複雑化とコストの増大が生じることになります。当社は、これらの要素を考慮し、バーチャルオンリー型が最適な開催方式であると判断し選択しております。

以上より、本株主提案は、株主総会の開催方式の機動的な決定を阻害するものであり、株主の皆様の利益に資するものではないと判断いたします。

(2) 定款一部変更（配当方針の見直し）の件

① 提案の内容

当社は、連結純利益の 40%以上を現金配当として株主に還元する基本方針を定款に明文化する。

② 提案の理由

当社株価は上場来最高値 3,820 円から現在 1,000 円台へ大幅下落しています。自己株式取得による株価浮揚効果も限定的であり、より実質的な株主還元を実現すべく、現金配当重視の方針を定款に明記すべきです。

当社取締役会の意見：本議案に反対いたします。

【反対の理由】中長期的な事業運営及び株主還元の機動性・柔軟性の阻害

当社は、企業の成長性と収益性を両立させる事業方針の下、研究開発、広告宣伝及びM&A等に対する積極的な投資を拡大させながら、株主様に対する還元策として配当等を積極的に充実させていくことを基本方針としております。

この方針の下、成長投資の推進、財務健全性の確保及び株主還元の強化のバランスを考慮し、自己株式取得を含む総還元性向 20%を株主還元策の目安としております。

「ヘルスケアのリーディングカンパニー」を目指し、新工場建設やM&Aなどの積極的な投資を継続しつつ、短期的な業績に大きく左右されることなく一定水準の安定配当を今後とも継続していくことにより、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

これに対し、本株主提案に基づく定款規定は、画一的な方針で配当額を決定することが必要になり、今後の当社の事業運営及び配当を含む株主還元の機動性・柔軟性が阻害されます。

本株主提案にかかる剰余金の配当を行うことは、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、中長期的な企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

(3) 業績連動型役員報酬制度導入の件

① 提案の内容

当該事業年度の連結純利益が前期比で増加しなかった場合、または会計年度末時点の株価（終値）が1,300円未満である場合、取締役（社外取締役を除く）の基本報酬の10%を自動削減する制度を導入する。

② 提案の理由

過去には役員報酬削減が行われたこともありますが、近年は実施されておられません。株主価値を真に重視する経営姿勢を確立するため、業績連動型の報酬制度が必要です。

当社取締役会の意見：本議案に反対いたします。

【反対の理由】取締役による株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を弱める

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を2021年に導入しております。

これにより、業務執行を担う取締役の報酬は、金銭による基本報酬及び業績連動型株式報酬により構成されております。

取締役報酬の具体的配分方法は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

近年においては、指名報酬委員会の答申に基づいて基本報酬が削減された取締役もあり、また中期経営計画の業績目標の達成度合いに応じて、過去に取締役に付与した譲渡制限付株式を当社が無償取得するなど、業績に連動する役員報酬制度が確立されております。

一方、本株主提案は、単年度の業績又は株価のみに立脚した基本報酬の削減を求めており、取締役による株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を弱めるものと考えざるを得ず、中長期的な企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

以上